

情報の透明性及び情報を取得する権利に
関する2011年6月16日付モンゴル国法律
【仮訳】
2017年最終改正

目次

- 第1章 総則
- 第2章 情報の透明性
- 第3章 情報の取得及び情報の提供に係る手続
- 第4章 いくつかの情報の個人又は法人に対する供与の禁止
- 第5章 法令の実施の組織化及び監督の実行
- 第6章 その他

第1章 総則

第1条 法律の目的

- 1 この法律の目的は、国の活動の透明性及びに個人又は法人が情報を求め、又は取得する権利を保障することと関連する関係を規制することに存する。

第2条 情報の透明性及び情報を取得する権利に関する法令

- 1 情報の透明性及び情報を取得する権利に関する法令は、モンゴル国憲法、国家秘密に関する法律、国家秘密リストの承認に関する法律、個人の秘密に関する法律及びこの法律並びにこれらの法律に適合させて発布した法令のその他のアクトによりこれを構成する。
- 2 モンゴル国の国際条約にこの法律の定めと別段の定めのある場合には、国際条約の定めを遵守する。

第3条 法律の適用範囲

- 1 この法律は、国及び地方の予算から資金を供与する次の機関に適用される。
 - (1) 国家大フラルの事務局
 - (2) 大統領の事務局
 - (3) 政府の事務管理局
 - (4) 国家安全会議の業務部局
 - (5) 国家行政中央機関その他国家行政機関
 - (6) 各級の裁判所及び検察機関
 - (7) 国家大フラルが設立する(政府以外の)機関
 - (8) 地方行政機関及び地方のその他の指導管理制度機関の業務部局並びに地方所有を伴い、又は地方所有の参加を伴う法人

- (9) 国家所有を伴い、又は国家所有の参加を伴う法人
 - (10) モンゴル国の政府に関する法律第 19 条第 1 項の定めに従い国の執行機関の特定の職責を執行する非国家機関
 - (11) 公共ラジオ及びテレビ機関
- 2 武装力量、国境及び国内軍並びに諜報機関の活動の透明性の保障については、この法律を適用しない。
- 3 個人が国家機関又は公務員に対し提出する申立て又は不服を解決することに関する法律第 4 条所定の申立て、意見、不服又は通告を受理し、審査することについては、この法律を適用しない。

第 4 条 法的用語の定義

- 1 この法律において用いる次の用語は、これを次の意義のように理解する。
- (1) 「個人」とは、モンゴル国の国民、モンゴル国において適法に居住する外国の国民及び無国籍者をいう。
 - (2) 「電子ファイル」とは、公衆に対し公開してインターネット・ネットワークに配置する電子文書及び情報をいう。
 - (3) 「電子文書」とは、コンピューター、コンピューター・プログラム又はその他の類似種類の手段を利用して生じさせ、送付し、受領し、又は保存することのできる電子データをいう。
 - (4) 「デジタル署名」とは、電子文書を偽造又は変造から守るためにデジタル署名の秘密鍵を利用して情報をクリプトグラフ変換に導入して生じさせ、当該文書の 1 つの構成部分となる電子データをいう。
 - (5) 「定期更新」とは、当該情報を 14 日ごとに 1 回以上更新することをいう。
 - (6) 「臨時更新」とは、当該情報に追加若しくは変更を加え、又は情報が全体として変更された場合には、当該情報を 3 日以内に更新することをいう。
 - (7) 「明解な配置」とは、当該情報とのアクセス条件が完全に保障されることをいう。
 - (8) 「情報供与費用」とは、情報を個人又は法人に対し供与するために複製し、複製し、若しくは郵送する費用又は必要なその他の費用をいう。
 - (9) 「多回にわたる違反」とは、情報の透明性及び情報を取得する権利に関する法令についての 3 回以上にわたる違反をいう。
 - (10) 「重大な違反」とは、不法に情報を隠ぺいし、報告若しくは文書を偽造し、改ざんし、若しくは消滅させ、又は個人の情報を知る権利をその他の形式により侵害する国、個人、経済単位その他の組織に対し大規模な損害をもたらした、若しくはもたらすおそれのあること等をいう。

第 5 条 情報の透明性及び情報を取得する権利を保障する活動においてよるべき原則

- 1 情報の透明性及び情報を取得する権利を保障する活動においては、次の原則による。
- (1) 法律を尊重すること。
 - (2) 個人又は法人の適法な利益を尊重すること。
 - (3) 法律に従い秘密にかかわるもの以外のすべての情報が公開であること。
 - (4) 独立していること
 - (5) 情報を提供する活動が快速であること。

第 2 章 情報の透明性

第 6 条 情報の透明性

1 情報の透明性には、次の種類が存在する。

- (1) 活動の透明性
- (2) 人材の透明性
- (3) 予算及び財務の透明性
- (4) 国家又は地方所有の財産により物品、業務又は役務を購入する活動の透明性

第7条 活動の透明性

1 第3条第1項所定の機関は、法律に別段の定めのある場合を除き、活動の透明性を保障する方針により次の措置を講じて実施する。

- (1) 重要な目的、活動の戦略目標、目的及び指導方針並びにそれらの範囲内において講じて実施する措置、その結果及び組織構造を電子ファイル又は電子掲示板に明解に配置し、その都度更新すること。
- (2) サービス及び連絡に係る事項につき責任を負う公務員の父(母)称、名、職務、活動手続、連絡電話及び個人を受け入れて面会する時間表を電子ファイル又は電子掲示板に明解に配置し、その都度更新すること。
- (3) サービスの取得に必要とされる文書のリストを電子ファイル又は電子掲示板に明解に配置し、その都度更新すること。
- (4) 活動において遵守する法令、規則、手続及び指示を電子ファイル又は電子掲示板に明解に配置し、その都度更新すること。
- (5) 新たに立案している政策の文書及び管理準則アクトの決定に係る草案を電子ファイルに30日以上明解に配置し、関連する国家機関及び非国家機関並びに専門的研究者、学者及び個人の意見を受け入れ、根拠があると認める場合には、当該意見を草案に反映させること。
- (6) 提供するサービスの方法又は形式を改善したものとする組織的措置を講じて実施すること。
- (7) モンゴル国の政府に関する法律第19条第1項の定めに従い、国家機関の執行する特定の職責を非国家機関が執行する場合には、当該非国家機関の名称、所在地、電子ファイル及び従事している活動の方針を電子ファイル又は電子掲示板に明解に配置して公告すること。
- (8) 当該機関が特定種類の経済活動その他の活動に従事する認可を授与した場合には、当該認可保有者の名称、所在地、従事する活動の方針並びに認可を授与し、かつ、終了する期間を電子ファイルに明解に配置し、その都度更新すること。
- (9) 分野の範囲内において国家予算資金により、又は外国のローン若しくは援助により実施しているプロジェクト又はプログラムの実施、過程及び状況についての情報を電子ファイルに配置し、その都度更新すること。
- (10) 法令所定のその他の情報

第8条 人材の透明性

1 第3条第1項所定の機関は、法律に別段の定めのある場合を除き、人材の透明性を保障する方針により次の措置を講じて実施する。

- (1) 空位のある定員の情報を電子ファイル又は電子掲示板に明解に配置し、その都度更新し、その旨を公共情報手段により公布すること。
- (2) 公務員倫理規則を電子ファイル又は電子掲示板に明解に配置し、その都度更新すること。
- (3) 人材戦略及びその実施を保障し、評価手続を電子ファイルに明解に配置し、その都度更新すること。
- (4) 人材の指導管理の透明性を保障する方針により講じて実施している措置につい

て、電子ファイルに明解に配置し、公告すること。

(5) 公務員の業務履行を評価する活動を真実かつ公正とする方針により講じて実施している措置について電子ファイルに明解に配置し、公告すること。

(6) 法令所定のその他の情報を公告すること。

第9条 予算及び財務の透明性

1 第3条第1項所定の機関の予算及び財務の透明性と関連する関係は、ガラス口座に関する法律によりこれを規制する。

(1) (失効)

(1)a (失効)

(1)b (失効)

(1)c (失効)

(2) (失効)

(3) (失効)

(4) (失効)

(5) (失効)

(6) (失効)

2 (失効)

(1) (失効)

(2) (失効)

(3) (失効)

3 (失効)

第10条 国家所有又は地方所有の資金により物品、業務又は役務を購入する活動の透明性

1 第3条第1項所定の機関の国家所有又は地方所有の資金により物品、業務又は役務を購入する活動の透明性と関連する関係は、ガラス口座に関する法律によりこれを規制する。

(1) (失効)

(2) (失効)

(3) (失効)

(4) (失効)

(5) (失効)

(6) (失効)

(7) (失効)

(8) (失効)

第3章 情報の取得及び情報の提供に係る手続

第11条 情報の取得

1 個人又は法人は、人権、自由、国の安全又は組織の適法な利益を保護するため、法令に公表が禁止されているもの以外の次の情報を第3条第1項所定の機関から取得する権利を有する。

(1) 当該機関の保有しているすべての種類の報告、文書、合意又は契約と関連する情報

(2) 当該機関の保有している財物と関連する情報

(3) 当該機関の活動と関連するその他の情報

2 情報の取得に関する個人又は法人の申請を受理する第3条第1項所定の機関の関

連する職員が個人に対しこの法律に定めたところ以外の要求を課すことは、これを禁止する。

- 3 情報の取得に関する個人又は法人の申請は、次の要求を満たしたものとする。
 - (1) 申請人が個人である場合には、父（母）称、名、住所又は電子メール・アドレス、郵便番号及び公民証又はそれと同一視される文書の番号を記入し、署名したものであること。
 - (2) 申請人が法人である場合には、名称、所在地又は電子メール・アドレス及び国家登記番号を記入し、法人を代表する権限を有する者が署名したものであること。
- 4 個人は正当な理由により前項第(1)号の定めに従い署名することのできない場合には、他人をして代理させて署名させることができ、また複数の個人が申請を書面により提出する場合には、当該書面に全員が署名し、又はそれらの者の代表が署名し、代表権を証明する文書を添付する。

第 12 条 情報申請人の権利及び義務

- 1 情報申請人は、情報の取得について、次の権限を享有する。
 - (1) 権利が平等であること。
 - (2) 情報を取得する形式を選定すること。
 - (3) 情報を取得することとした要求及び根拠を説明しないこと
 - (4) 情報と関連する事項について追加照会回答を取得すること。
 - (5) 情報の内容について口頭により説明を受けること。
 - (6) 情報の公式な源泉を知ること。
 - (7) 情報取得権が侵害されたと認める場合には、権限のある機関又は職員に対し不服を申し立てること。
 - (8) 法律所定のその他の権利
- 2 情報申請人は、情報の取得において次の義務を引き受ける。
 - (1) 法律所定の情報取得手続を履行すること。
 - (2) 情報取得権の行使においてモンゴル国憲法その他法律及び他人の権利又は適法な利益を侵害しないこと。
 - (3) 取得する情報を具体的に特定すること。

第 13 条 申請の審査

- 1 情報の取得に関する個人又は法人の申請(以下「申請」をいう。)を受理した職員は、次の状況について審査する。
 - (1) 申請が第 11 条第 3 項所定の要求を満たしているか否か。
 - (2) 公民証又はそれと同一視される文書の番号により当該個人又は法人と関連する情報が真実であるか否かを検査する。
 - (3) 申請に記載された情報を当該機関が保有しているか否か。存在していない場合には、当該申請を関連する機関に対し 2 日以内に送致し、その旨を個人又は法人に通知する。
 - (4) 第 18 条所定の根拠があるか否か。
- 2 申請は、第 18 条に定めたところ以外の次の根拠によりこれを返還する。
 - (1) 申請が第 11 条第 3 項所定の要求を満たしていないこと。
 - (2) 申請に記載された情報を当該機関が保有しておらず、かつ、申請を関連する機関に送致するすべがないこと。
- 3 申請の返還においては、事由又は根拠を明示する。

第 14 条 情報の供与

- 1 第 3 条第 1 項所定の機関は、当該機関の活動と関連する法令に公表が禁止されて

いない情報を個人又は法人に対し供与する義務を有する。

- 2 第3条第1項所定の機関は、個人を受け入れて面会する場所及び申請を受理する時間割を定めて公表する。
- 3 第3条第1項所定の機関が自己に保存されている情報を不法に消滅させ、又は個人が情報取得権を行使するのにおいて障害をもたらすことは、これを禁止する。
- 4 第3条第1項第(10)号所定の機関は、次の情報を公衆に対し必ず公開の状態におく。
 - (1) 当該機関の展開している活動、生産若しくはサービス又は使用している技能若しくは技術が人の健康若しくは周囲の環境に及ぼし、又は及ぼしている影響を報告して表示する情報
 - (2) 当該機関の管轄にあり、かつ、保存及び保護の規則が侵害されている場合には、人の健康若しくは周囲の環境に危険をもたらすおそれのあるすべての種類の有害物質又は放射性物質の危害を確定した情報
 - (3) 公表するように法律に定めたその他の情報
- 5 第3条第1項第(10)号所定の機関は、自己の機関の秘密リストを承認して公表する義務を有する。
- 6 情報は、口頭、書面又は電子形式によりこれを供与することができ、かつ、個人又は法人は、自ら情報にアクセスすることができる。
- 7 回答を直接に供与することのできる申請は、これをその都度決定して回答を与える。
- 8 法律に別段の定めのある場合を除き、情報は、申請を提出した個人又は法人に対し7業務日以内にこれを供与し、かつ、複数の個人が申請を提出した場合には、それらの者の代表となる1名の個人に対し情報を供与する。
- 9 必要であると認める場合には、前項所定の期間は、これを7日をもって1回延長することができる。
- 10 申請の回答を与えた年月日、回答を作成した職員の氏名及び情報を授与した形式等は、これを記録に記載して保存する。

第15条 電子形式による情報の取得又は供与

- 1 個人又は法人は、電子形式により情報を取得する旨の申請を提出することができる。
- 2 電子形式による情報を取得する申請を提出する場合には、個人又は法人は、電子文書を作成し、デジタル署名をし、かつ、それに自己の公民証又はそれと同一視される文書の番号を記載し、関連する機関に電子メールにより送付する。
- 3 情報を電子メールにより個人又は法人に供与する場合には、当該機関を代表する権限のある職員は、電子文書を作成し、デジタル署名をし、かつ、申請人に対し情報を電子メールにより送付する。
- 4 電子メールにより情報を供与するのにおいては、第11条ないし前条所定の手続による。

第16条 サービス料

- 1 個人又は法人は、情報を取得する場合には、サービス料を納付する。
- 2 前項所定のサービス料の規模は、当該情報を供与する費用に従い当該機関の指導管理部門がこれを決定し、かつ、サービス料を算定する方法及びサービス料を納付し、それを軽減し、又は免除する手続は、政府がこれを承認する。
- 3 第1項所定のサービス料は、法令所定のその他のサービス料と重複してこれを取付しない。

4 サービス料は、当該情報を供与するのに関連して生ずる複写し、及び郵送する等の直接費用を超えることができない。

第17条 不服の申立て及び不服の審理

1 個人又は法人の情報を取得する権利を侵害した機関又は職員の作為又は不作為については、上級の機関若しくは職員、人権国家委員会又は裁判所に対し不服を申し立てることができる。

2 前項所定の不服を審理することと関連する関係は、次の法律によりこれを規制する。

(1) 不服を上級の機関又は職員に対し提出する場合には、個人が国家機関又は職員に対し提出する申立て若しくは不服の解決に関する法律、行政事件の裁判所における審理に関する法律及び民事事件の裁判所における審理に関する法律

(2) 不服を人権国家委員会に対し提出する場合には、モンゴル国人権国家委員会に関する法律

(3) 不服を裁判所に対し提出する場合には、行政事件の裁判所における審理に関する法律及び民事事件の裁判所における審理に関する法律

第4章 いくつかの情報の個人又は法人に対する供与の禁止

第18条 特別条件

1 次の場合には、情報は、これを他人に対し開示することを禁止する。

(1) 当該情報を公衆に対し明らかにすることにより、モンゴル国の安全又は公衆の権益に損害をもたらすおそれのある根拠が存在する場合

(2) 当該情報がモンゴル銀行、金融規制委員会又は競争及び専門技能の監督に係る事項を所管する国家行政機関に対し監督・検査する事項と関連を有する場合

(3) 事件を立件し、捜査し、又は裁判する活動の過程において、国家、組織又は個人の秘密を保護する必要がある場合

(4) 当該情報が国家条約又は協定を締結する過程と関連を有する場合

(5) 法令所定のその他の場合

第19条 知的財産の保護

1 知的財産と関連する情報は、所有者の承諾がなければ、他人にこれを開示してはならない。

第20条 個人の秘密の保護

1 法律に別段の定めのある場合を除き、かつ、個人が書面により承諾した場合を除き、その父（母）称、名、年齢、性別、専門技能、教育、職務、就業場所の所在地及び業務用電話以外の情報を他人に開示することは、これを禁止する。

第21条 組織の秘密の保護

1 組織の秘密に関する法律第3条第2項所定の経済単位の活動の特性と関連し、又は公正な競争において市場若しくは優位な分野を保護するために秘密を保持して保護するのにおいて取得し、開示すれば適法な利益に損害をもたらすこととなる秘密情報、技術的ソリューション、設計、研究・調査文書若しくは必要な技能若しくは設備と関連する情報は、当該経済単位の権限のある者（執行指導管理部又はそれが授権したその他の者）が書面により発行した承諾がなければ、これを他人に対し開示してはならない。

第5章 法令の実施の組織化及び監督の実行

第22条 情報及び技術に係る事項を所管する国家行政機関の権限

- 1 情報及び技術に係る事項を所管する国家行政機関の権限は、情報の透明性及び情報を取得する権利の保障と関連する事項について、次の権限を行使する。
 - (1) 第7条、第8条第1項、第9条及び第10条所定の情報を電子形式に組み入れ、情報バンクを開設し、普及させ、又は利用させ、その継続的かつ中断のない活動及び保管又は保存に係る信頼性を保障する社会的な手続を立案すること。
 - (2) 情報を電子形式に組み入れ、情報バンクを開設し、普及させ、又は利用させ、その継続的かつ中断のない活動及び保管、保存及び秘密保持の信頼性を保護する方針により、国家機関の内部ネットワークを組織し、それらに対し専門技能又は方法上の支援を提供すること。
 - (3) 法令所定のその他の権限
- 2 前項第(1)号所定の手続は、政府がこれを承認する。

第23条 記録の管掌

- 1 第3条第1項所定の機関は、情報の透明性及び情報を取得する権利に関する法令の実施を検査する機会を保障するため、記録を管掌し、かつ、記録に次の事項を表示する。
 - (1) 情報取得申請を提出した個人又は法人の名称及び所在地
 - (2) 情報取得申請を受理し、審査し、又は返還し、及び情報を供与した期間
 - (3) その他

第24条 情報の透明性及び情報を取得する権利に関する法令の実施に対する行う監督

- 1 第3条第1項所定の機関又は職員は、情報の透明性及び情報を取得する権利に関する法令の実施に対し行う監督を法律所定の権限準則の範囲内において行う。
- 2 予算統括管理者は、ゼネラル・マネージャーと締結する成果契約に、情報の透明性の保障について表示し、評価の主要基準の1つとして結論を下す。

第6章 その他

第25条 情報の透明性及び情報を取得する権利に関する法令違反者に対し引き受けさせるべき責任

- 1 情報の透明性及び情報を取得する権利に関する法令に違反した公務員に対しては、違反の性質を考慮してその者を任命した権限のある者が国家公務に関する法律第26条所定の規律処分のいずれかを科する。
- 2 個人又は法人の情報を取得する権限を多回にわたり、又は重大に侵害した公務員に対しては、権限のある者が国家公務に関する法律第25条第1項第(1)号所定の根拠により国家公務から免職させる。
- 3 前項の定めに違反した決定を採択した権限のある者に対しては、裁判官が最低労働賃金額に5倍を乗じたものと等しい範囲のトゥグルグの罰金を科する。

第25条 法律違反者に対し引き受けさせるべき責任

- 1 この法律に違反した職員の行為が刑事事件の性質を有しない場合には、国家公務に関する法令所定の責任を引き受けさせる。
- 2 この法律に違反した個人又は法人に対しては、刑法又は行政的違法行為に関する法律所定の責任を引き受けさせる。

(モンゴル法令研究会翻訳。会長：萩野敦司 副会長：吉川景司 事務局長：大牟田啓)